

相談・照会・苦情の連絡先

→14

生命保険契約に関するさまざまな相談・照会・苦情については、住友生命のお問合せ窓口および一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」で受け付けています。

ご契約後のお手続きは住友生命が行います。

住友生命のお問合せ窓口  **0120-506081**

〈受付時間〉月～金曜日：午前9時～午後6時/土曜日：午前9時～午後5時(日曜・祝日・12/31～1/3を除く)

主なサービス内容	● 契約内容に関するご照会	● 苦情・相談受付
	● 各種手続き方法に関するご案内(*)	等

(\*)住所、電話番号および契約内容の変更・保険金等の支払手続きに関するご照会等証券番号をあらかじめお確かめのうえ、契約者ご本人さまがお電話ください。

- ①この保険に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
  - ②一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受け付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受け付けています。
- Web** ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>
- ③生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

生命保険の契約にあたってのポイント等を記載した「生命保険の契約にあたっての手引」(公益財団法人生命保険文化センター作成)を参考としてご一読ください。ホームページ(<http://www.jili.or.jp/>)でご覧いただくか、または住友生命のお問合せ窓口にお問い合わせください。



5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険(一時払い)

# 契約締結前交付書面 (契約概要／注意喚起情報)

お申込みにあたって、生命保険募集人から、下記の点について口頭でご説明いたします。

- 契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)は、ご契約に際して特にご注意いただきたい事項を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- 保険金などをお支払いできない場合など、お客さまにとって不利益となる事項が記載された部分は特に重要ですので、必ずお読みください。
- 現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額を前提として本商品のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性があることが記載されていますので、必ずご確認ください。

**⚠** この商品は住友生命を引受保険会社とする**生命保険**です。**預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じる可能性があります。**

**契約締結前交付書面 (契約概要／注意喚起情報)** 本書類

**契約概要** (P1～10)  
個別の商品内容(ご提案プラン)のうち、特に重要なことを記載しています。

**注意喚起情報** (P11～19)  
生命保険一般についての基本的な内容や制度のうち、申込みにあたって特に注意いただきたいことや不利益となることを記載しています。

**ご契約のしおり一定款・約款**

「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」に記載した内容の詳細、および申込みや契約後の各種取扱いについて記載しています。

[引受保険会社]



[募集代理店]

[引受保険会社]

### 住友生命保険相互会社

本社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35  
電話(06)6937-1435(大代表)  
東京本社 〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24  
電話(03)5550-1100(大代表)  
(ホームページ) <http://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命


# 契約概要

■この「契約概要」は、**ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています**。「注意喚起情報」および「ご契約のしおりー定款・約款」とあわせて、**ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください**。

■「契約概要」に記載のお支払理由等は、概要や代表事例を示しています。

**詳細** お支払理由等の詳細および主な保険用語の説明等については「ご契約のしおりー定款・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

## → 1 引受保険会社について

- **引受保険会社** **住友生命保険相互会社**
- **住所** 本社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35  
東京本社 〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24
- **電話** ご契約後のお手続きは住友生命が行います。  
住友生命のお問合せ窓口  0120-506081
- **ホームページ**   <http://www.sumitomolife.co.jp>

## → 2 商品の特征について

- 「ふるはーと」ロードグローバル」は、住友生命の「5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険（一時払い）」の愛称です。
- この保険は、指定通貨（米ドルまたは豪ドル）建の終身保険です。米ドルはアメリカ合衆国の通貨、豪ドルはオーストラリア連邦の通貨です。
- ご契約時に通貨を指定いただきます。指定いただいた通貨は、ご契約後変更できません。
- 第1保険期間（ご契約当初5年間または10年間（ご契約年齢により異なります））の死亡保険金額を抑えることで、第2保険期間・第3保険期間（ご契約当初5年または10年経過以後）の死亡保険金額を大きくしています。
- 基本保険金額はご契約時に指定通貨建で確定します。

次ページにつづく

■第1保険期間・第2保険期間（ご契約当初15年間）の解約返戻金額は、市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します。第3保険期間（契約日から15年経過以後）の解約返戻金額は、市場価格調整を適用しないため、解約返戻金計算基準日の保険料積立金額と同額となり、ご契約時に指定通貨建で確定します。

■第1保険期間満了日の翌日以後、契約者からのお申し出により円建終身保険へ変更することができます。また、契約日の1年後の契約応当日から第2保険期間満了日までの期間において、解約返戻金の円換算額が目標額に到達したとき、円建終身保険へ自動的に変更します。

■保険料のお払込みや死亡保険金、解約返戻金等のお支払いは指定通貨となります。なお、保険料円貨払込特約または保険料指定外通貨払込特約を付加していただくことにより、一時払保険料を指定通貨にかえて円貨または指定通貨以外の外貨（米ドルまたは豪ドル）でお払い込みいただけます。また、お申し出により死亡保険金、解約返戻金等を円貨でお支払いします。

■ご契約時に適用する予定利率(\*)は金利情勢に応じて毎月1日と16日に設定します。そのため、**お申込み月の15日または月末までに保険料のお払込みと告知をいただけない場合、ご契約時の予定利率は、お申込み時の予定利率と変わることがあります**（契約締結後は、ご契約時に適用された予定利率から変わりません）。**適用される予定利率が変わる場合、基本保険金額・解約返戻金額等も変わります**。また、金利情勢によっては、新規ご契約のお取扱いができないこともあります。

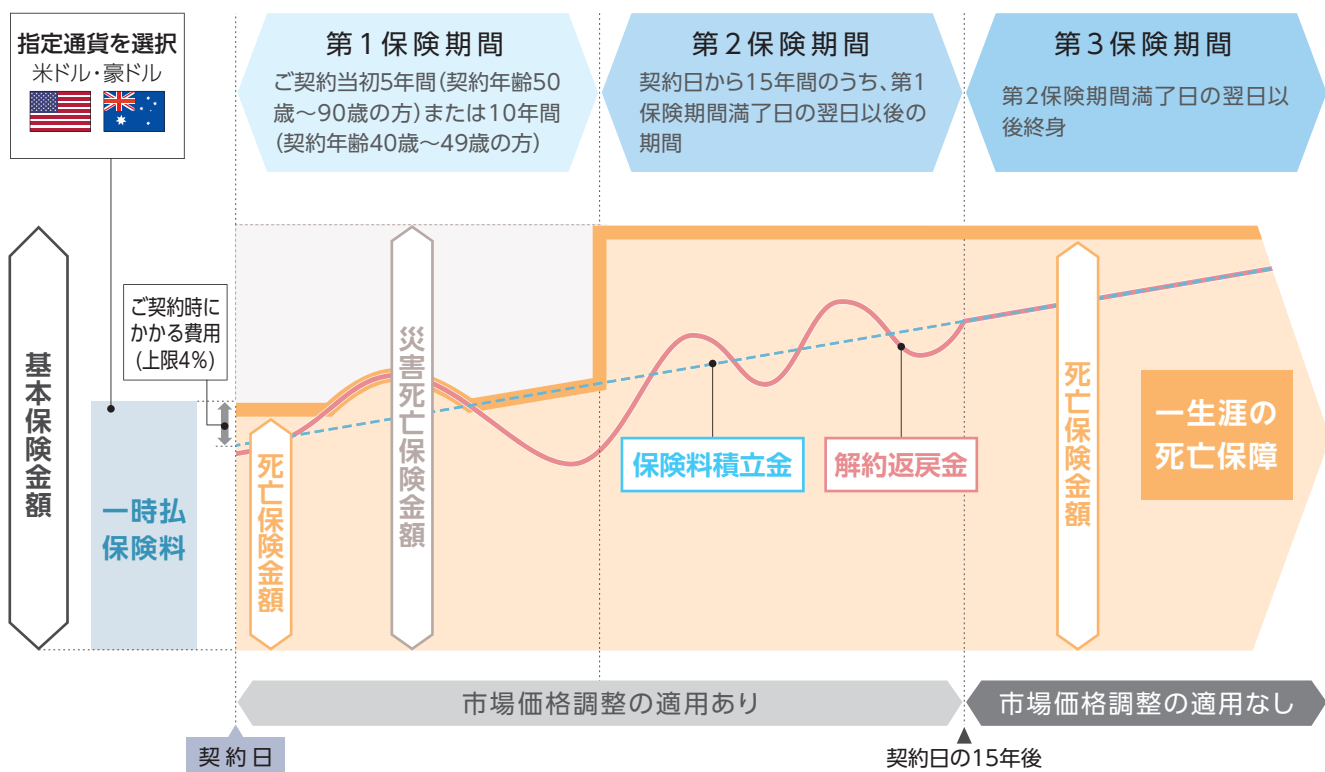
(\*) 予定利率とは、死亡保険金額等を定めるにあたっての前提となる利率です。

**参照** 解約返戻金の詳細はP9・10「契約概要8」をご覧ください。

- 一時払保険料からご契約時にかかる費用を控除します。また、ご契約当初15年間の解約返戻金額は、市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します。
- ⚠️そのため、解約返戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 為替レートの変動により、死亡保険金・解約返戻金等を受取時の為替レートで円換算した金額が、一時払保険料や死亡保険金、解約返戻金等をご契約時の為替レートで円換算した金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

しくみ図(イメージ)は以下のとおりです。

※初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加しない場合



### 第1保険期間の(災害)死亡保険金額の円貨での最低保証について (初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加した場合のお取扱い)

■第1保険期間の(災害)死亡保険金のお支払いについて、基準金額を最低保証します(第2保険期間および第3保険期間の死亡保険金のお支払いについては基準金額の最低保証はありません。また、解約返戻金についてはご契約当初より最低保証はありません)。

■基準金額は払込通貨に応じて、以下の金額をいいます。なお、基本保険金額が減額された際にはその割合に応じて基準金額は減額されます。

- ・払込通貨が円貨の場合  
円貨払込額
- ・払込通貨が円貨以外の場合  
[一時払保険料×住友生命が保険料を受け取った日(住友生命が指定する金融機関が休業日となる場合は、その金融機関の翌営業日)の住友生命所定の為替レート(TTM+50銭)]となります。

- 契約年齢が40歳～80歳の方が付加できます(契約年齢が81歳～90歳の方のお取扱いはいたしません)。金利情勢や被保険者の年齢によってはお取り扱いできない場合があります。
- 本特約を付加した場合、第1保険期間中については、最低保証に必要な費用を保険料積立金から毎月差し引いています(別途お払い込みいただくものではありません)。そのため、本特約を付加しない場合に比べて、基本保険金額・解約返戻金額等は小さくなります。
- 本特約の中途付加や解約のお取扱いはできません。
- (災害)死亡保険金を指定通貨でお受取りになる場合は、本特約による最低保証のお取扱いはありません。

## 3 保障内容

お支払いする保険金	お支払理由	お支払金額	受取人	
第1保険期間	死亡保険金	被保険者が死亡されたとき <sup>(※1)</sup>	一時払保険料相当額、保険料積立金相当額、解約返戻金相当額のうち最も大きい金額	死亡保険金受取人
	災害死亡保険金	被保険者が第1保険期間中に、次のいずれかに該当したとき 1. 責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡されたとき 2. 責任開始期以後に発病した所定の感染症 <sup>(※2)</sup> を直接の原因として死亡されたとき	基本保険金額または解約返戻金相当額のいずれか大きい金額	
第2保険期間	死亡保険金	被保険者が死亡されたとき	基本保険金額または解約返戻金相当額のいずれか大きい金額	
第3保険期間	死亡保険金	被保険者が死亡されたとき	基本保険金額と同額	

(※1) ただし、災害死亡保険金が支払われる場合を除きます。

(※2) コレラ、腸チフス、細菌性赤痢など、約款所定の感染症です。

【詳細】 詳細は「ご契約のしおり-定款・約款」の『普通保険約款の別表』をご確認ください。

■本商品は被保険者が高度障害状態になられたときの保険金のお支払いはありません。

■死亡保険金などをお支払いできない場合の例は、以下のとおりです。

- ・告知義務違反としてご契約が解除となった場合
- ・死亡保険金受取人の故意による場合
- ・責任開始日から起算して3年以内の自殺による場合

【詳細】 詳細はP16「注意喚起情報8」および「ご契約のしおり-定款・約款」の『死亡保険金などをお支払いできない場合』をご確認ください。

【詳細】 死亡保険金等の金額例は「ご提案内容説明書」をご確認ください。

## 4 ご契約の諸基準について

契約年齢と 第1保険期間・ 第2保険期間・ 第3保険期間	契約年齢 <sup>(*1)</sup>	40歳～49歳	50歳～90歳 <sup>(*2)</sup>
	第1保険期間	10年	5年
	第2保険期間	5年	10年
	第3保険期間	第2保険期間満了日の翌日以後終身	
一時払保険料の取扱単位 <sup>(*3)</sup>	米ドル:100米ドル単位 豪ドル:100豪ドル単位 円貨:1万円単位		
最低一時払保険料 <sup>(*3)</sup>	米ドル:10,000米ドル 豪ドル:10,000豪ドル 円貨:100万円		
最高一時払保険料 <sup>(*4) (*5)</sup>	契約年齢 <sup>(*1)</sup>	40歳～49歳	50歳～90歳 <sup>(*2)</sup>
	最高一時払保険料	7000万円	3億円
最高保険金額 <sup>(*5) (*6)</sup>	5億円		
通算引受保険金額 <sup>(*7)</sup>	住友生命の商品について、同一被保険者がお申し込みいただける保険金額の上限は下表のとおりです。		
	2年以内にご加入いただいた 全てのご契約の保険金額を通算して	全てのご契約の保険金額を通算して	
	被保険者おひとりにつき5億円以内	被保険者おひとりにつき7億円以内	
保険料払込方法	一時払いのみ		
告知	職業のみの告知		
保険期間	終身		

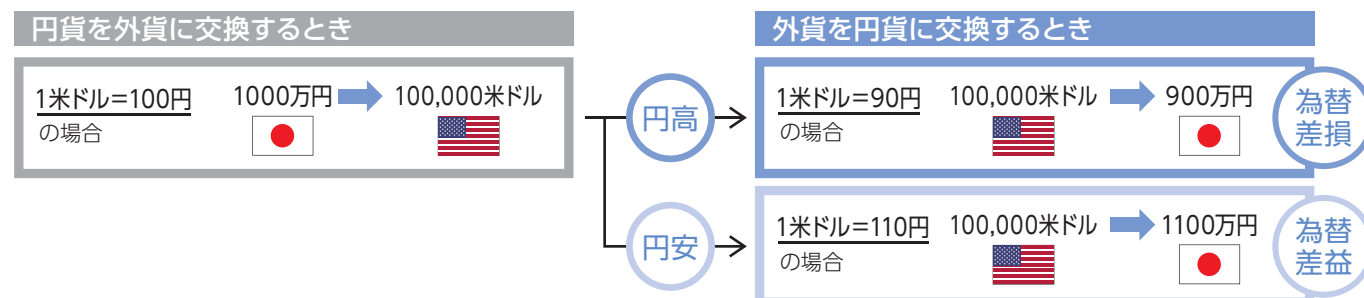
- (\*1) 契約年齢は契約日時時点の被保険者の満年齢で計算します。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約応当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算されます。
- (\*2) 初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加する場合、80歳までのお取扱いとなります。金利情勢や被保険者の年齢によってはお取扱いできない場合があります。
- (\*3) 払込通貨で判定します。
- (\*4) 最高一時払保険料の判定は、申込日の属する年度における住友生命所定の判定用為替レートをを用いて一時払保険料を円換算した金額(払込通貨が円貨の場合は円貨払込額)にて判定します。
- (\*5) 同一の被保険者が、すでに住友生命の商品に加入済の場合等、上記金額までご加入いただけない場合があります。
- (\*6) 最高保険金額の判定は、申込日の属する年度における住友生命所定の判定用為替レートをを用いて基本保険金額を円換算した金額にて判定します。また、最高一時払保険料の基準を満たした場合であっても、最高保険金額を超過する場合にはご加入いただけません。
- (\*7) 通算引受保険金額の判定に用いる保険金額は商品ごとに異なります。本商品については、申込日の属する年度における住友生命所定の判定用為替レートをを用いて基本保険金額を円換算した金額にて判定します。

■ 次の事項についてはお申し込みの際の申込書をご確認ください。  
指定通貨／一時払保険料／払込金額／付加している特約／被保険者の性別・生年月日

## 5 為替変動リスク

■ 死亡保険金・解約返戻金等を円貨でお受け取りいただく場合、または円建終身保険へ変更する際に解約返戻金を円換算する場合には、受取時または変更時の為替レートを適用します。そのため、**為替レートの変動により、死亡保険金・解約返戻金等を受取時または変更時の為替レートで円換算した金額が、一時払保険料や死亡保険金、解約返戻金等をご契約時の為替レートで円換算した金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

### 【為替変動リスクの例(米ドルの場合)】



## 6 付加できる特約等

■ 住友生命所定の範囲内でのお取扱いになります。

初期死亡時 円換算支払額 最低保証特約	<input type="checkbox"/> 第1保険期間(ご契約当初5年間または10年間(契約年齢により異なります))中に被保険者が死亡された場合で、(災害)死亡保険金を換算基準日 <sup>(*1)</sup> における住友生命所定の為替レートにより円換算した金額が基準金額を下回るときは、基準金額をお支払いします。 <input type="checkbox"/> 基準金額は払込通貨に応じて、以下の金額をいいます。なお、基本保険金額が減額された際にはその割合に応じて基準金額は減額されます。 ・払込通貨が円貨の場合 円貨払込額 ・払込通貨が円貨以外の場合 [一時払保険料×住友生命が保険料を受け取った日(住友生命が指定する金融機関が休業日となる場合は、その金融機関の翌営業日)の住友生命所定の為替レート(TTM+50銭)]となります。 <input type="checkbox"/> 契約年齢が40歳～80歳の方が付加できます(契約年齢が81歳～90歳の方のお取扱いはいたしません)。金利情勢や被保険者の年齢によってはお取扱いできない場合があります。 <input type="checkbox"/> 第2保険期間および第3保険期間の死亡保険金のお支払いについては基準金額の最低保証はありません。また、解約返戻金についてはご契約当初より最低保証はありません。 <input type="checkbox"/> 本特約を付加した場合、第1保険期間中については、最低保証に必要な費用を保険料積立金から毎月差し引いています(別途お払い込みいただくものではありません)。そのため、本特約を付加しない場合に比べて、基本保険金額・解約返戻金額等は小さくなります。 <input type="checkbox"/> 本特約の中途付加や解約のお取扱いはできません。 <input type="checkbox"/> (災害)死亡保険金を指定通貨でお受取りになる場合は、本特約による最低保証のお取扱いはありません。
	<input type="checkbox"/> 第2保険期間以後に、被保険者の年齢が満65歳以上かつ公的介護保険制度の要介護4以上の状態に該当していると認定された場合、ご請求により将来の死亡保険金の全部または一部にかえて、重度介護前払保険金を被保険者にお支払いします。 <input type="checkbox"/> 重度介護前払保険金は請求額(特約基準保険金額)から所定の期間に応じた利息を差し引いた金額または請求額(特約基準保険金額)に対応する解約返戻金相当額のいずれか大きい金額となります。 <input type="checkbox"/> 重度介護前払保険金をお支払い後、すぐに被保険者が死亡された場合も、既に差し引いた所定の期間に応じた利息はご返金できません。 <input type="checkbox"/> 被保険者おひとりにつき、請求額は通算3000万円を限度とします。 <sup>(*2)</sup> <input type="checkbox"/> 重度介護前払保険金を死亡保険金の一部にかえてお支払いした場合には、残りの基本保険金額の範囲内で、重度介護前払保険金を再度請求できます。 <input type="checkbox"/> 本特約の付加は、被保険者おひとりにつき1契約に限ります。 ※記載の内容は、2019年5月現在の公的介護保険制度によるものです。今後制度が改正された場合には、記載の内容が変わることがあります。

(\*1) 住友生命の定める書類が住友生命に到着した日(書類に不備がある場合は書類が完備した日)をいいます。また、住友生命が指定する金融機関が休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

(\*2) 請求額を指定通貨で定めるときは、請求日<sup>(\*1)</sup>の住友生命所定の為替レートにより円換算します。なお、限度額は将来変更することがあります。

【詳細】 住友生命所定の為替レートの詳細は「ご契約のしおり-定款・約款」の「当社所定の為替レート」をご確認ください。

次ページにつづく

<p>保険料円貨 払込特約 保険料指定外 通貨払込特約</p>	<p><input type="checkbox"/>一時払保険料を指定通貨にかえて円貨または指定通貨以外の外貨<sup>(*)</sup>でお払い込みいただけます。</p> <p><input type="checkbox"/>払い込まれた金額を住友生命が保険料を受け取った日(住友生命が指定する金融機関が休業日となる場合は、その金融機関の翌営業日)の住友生命所定の為替レートにより指定通貨へ換算し、その金額が一時払保険料として払い込まれたものとして取り扱います。</p> <p><input type="checkbox"/>募集代理店によっては、これらの特約を取り扱わないことがあります。</p> <p><input type="checkbox"/>複数通貨でのお払込みはできません。</p>
<p>目標到達時 円建終身保険 変更特約</p>	<p>●目標額到達による円建終身保険への変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約日の1年後の契約応当日から第2保険期間満了日までの各日において、判定日における解約返戻金の円換算額が目標額に到達<sup>(*)</sup>した場合、到達日における解約返戻金の円換算額を原資として、到達日の翌日に円建終身保険へ変更します。</li> <li>・第1保険期間および第2保険期間中に円建終身保険に変更するため、原資となる解約返戻金の計算には市場価格調整を適用します。</li> <li>・市場金利や為替レートの変動によっては、目標額に到達せず、円建終身保険に変更しない場合があります。</li> <li>・本特約の中途付加や解約のお取扱いはできません。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>[目標額の設定]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標額は、基準金額に契約者が指定した割合を乗じた金額とします。</li> <li>・基準金額は、払込通貨が円貨の場合は円貨払込額、払込通貨が円貨以外の場合は、一時払保険料に住友生命が保険料を受け取った日(住友生命が指定する金融機関が休業日となる場合は、その金融機関の翌営業日)の住友生命所定の為替レート(TTM+50銭)を乗じた金額となります。なお、基本保険金額が減額された際にはその割合に応じて基準金額は減額されます。</li> <li>・契約時に基準金額に乘じる割合(110%から200%の範囲内で10%刻み)を指定することにより目標額を設定できます。また、目標額を設定しないこともできます(この場合でも、契約時に本特約が付加されます)。</li> <li>・契約締結後にも目標額の設定・変更、設定の解除を行うことができます。</li> </ul> </div>
<p>円建終身保険 変更制度</p>	<p>●お申し出による円建終身保険への変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2保険期間以後に、契約者のお申し出により、変更申出日<sup>(*)</sup>における解約返戻金の円換算額を原資として、変更申出日の翌日に円建終身保険へ変更することができます。なお、第2保険期間中に円建終身保険に変更する場合、原資となる解約返戻金の計算には市場価格調整を適用します。</li> </ul>
<p>目標到達時 円建終身保険 変更特約・ 円建終身保険 変更制度 共通</p>	<p><input type="checkbox"/>円建終身保険変更後の死亡保険金額は、到達日または変更申出日<sup>(*)</sup>における解約返戻金を住友生命所定の為替レートにより円換算した金額を基準として、変更日時点の被保険者の年齢および計算基礎率(円建終身保険の予定利率等)に基づいて計算します。ただし、変更前の死亡保険金額を到達日または変更申出日<sup>(*)</sup>の住友生命所定の為替レートにより円換算した金額を上限とし、上限を上回る部分に対応する到達日または変更申出日<sup>(*)</sup>における解約返戻金の円換算額を契約者にお支払いします。</p> <p><input type="checkbox"/>変更後の死亡保険金額は、変更前の死亡保険金の円換算額を下回ることがあります。</p> <p><input type="checkbox"/>円建終身保険へ変更後の死亡保険金、解約返戻金等は円貨でお支払いします。</p> <p><input type="checkbox"/>円建終身保険へ変更後、指定通貨建終身保険へ再度変更することはできません。</p>

次ページにつづく

<p>指定代理 請求特約</p>	<p><input type="checkbox"/>被保険者が受取人となる次の保険金などについて、受取人が請求できない住友生命所定の事情がある場合、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が、保険金などを請求することができます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> <p>・重度介護前払保険金<sup>(*)</sup>・配当金(契約者と被保険者が同一人である場合)</p> </div> <p><input type="checkbox"/>請求時における被保険者と指定代理請求人の関係が住友生命所定の範囲内であることが必要です。</p>
<p>円貨支払制度</p>	<p><input type="checkbox"/>契約者または保険金の受取人からのお申し出により、死亡保険金、災害死亡保険金、解約返戻金、重度介護前払保険金<sup>(*)</sup>等を換算基準日<sup>(*)</sup>の住友生命所定の為替レートにより円換算してお支払いします。</p>

- (\*)1 指定通貨が米ドルの場合は豪ドルによるお払込みを、指定通貨が豪ドルの場合は米ドルによるお払込みを取り扱います。
- (\*)2 住友生命の営業日かつ住友生命が指標として指定する金融機関の営業日に目標額到達の判定を行います。ただし、住友生命が指標として指定する金融機関が休業日の場合や、その営業日においてTTS・TTBを公示していなかった場合には、その日における目標額到達の判定を行いません。
- (\*)3 書類でご請求いただいた場合は住友生命の定める書類が住友生命に到着した日(書類に不備がある場合は書類が完備した日)をいいます(スミセイダイレクトサービスで解約のご請求の場合は、ご請求いただいた当日とします)。また、住友生命が指定する金融機関が休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。
- (\*)4 重度介護前払特約を付加された場合

**詳細** 住友生命所定の為替レートの詳細は「ご契約のしおり-定款・約款」の『当社所定の為替レート』をご確認ください。

## 7 配当金について

- 配当金は、5年ごとに通算して資産の運用成果による剰余金が生じた場合、ご契約後6年目から5年ごとに円貨でお支払いします。なお、死亡保険金や解約返戻金等をお支払いする場合には、ご契約から5年を経過する前でも、配当金をお支払いすることがあります。
- 配当金は円貨でお支払いします。なお、死亡保険金や解約返戻金等を指定通貨でお支払いする際に、同時に配当金をお支払いする場合は、指定通貨でお支払いします。
- 配当金は経済情勢等により変動し、資産の運用実績によってはゼロとなる場合もあります。**
- 配当金を住友生命所定の利率で積み立てたものが積立配当金です。**この利率は、金利水準等の状況変化などにより変動します。**

## → 8 解約返戻金について

- 解約返戻金とは、ご契約を解約された場合などに契約者に払い戻されるお金のことをいいます。
- 一時払保険料からご契約時にかかる費用を控除します。また、ご契約当初15年間の解約返戻金額は、市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します。そのため、解約返戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 第3保険期間(契約日から15年経過以後)の解約返戻金額は、市場価格調整を適用しないため、解約返戻金計算基準日の保険料積立金額と同額となり、ご契約時に指定通貨建で確定します。
- 円建終身保険へ変更した後は、市場価格調整は適用されません(なお、第1保険期間および第2保険期間において円建終身保険へ変更する場合、その原資となる解約返戻金額の計算には、市場価格調整を適用します)。

### 第1保険期間・第2保険期間の解約返戻金額

$$\text{解約返戻金額} = \text{解約返戻金計算基準日(*)の保険料積立金相当額} \times \text{市場価格調整率}$$

(\*) ご契約を解約・減額する場合および円建終身保険へ変更する場合は、住友生命の定める書類が住友生命に到着した日(書類に不備がある場合は書類が完備した日)とします(スミセイダイレクトサービスで解約のお手続きの場合は、ご請求いただいた当日とします)。また、目標到達時円建終身保険変更特約により目標額到達の判定をする場合は、判定する毎営業日とします(住友生命の営業日かつ住友生命が指標として指定する金融機関の営業日に目標額到達の判定を行います。ただし、住友生命が指標として指定する金融機関が休業日の場合や、その営業日においてTTS・TTBを公示していなかった場合には、その日における目標額到達の判定を行いません)。

### 市場価格調整について

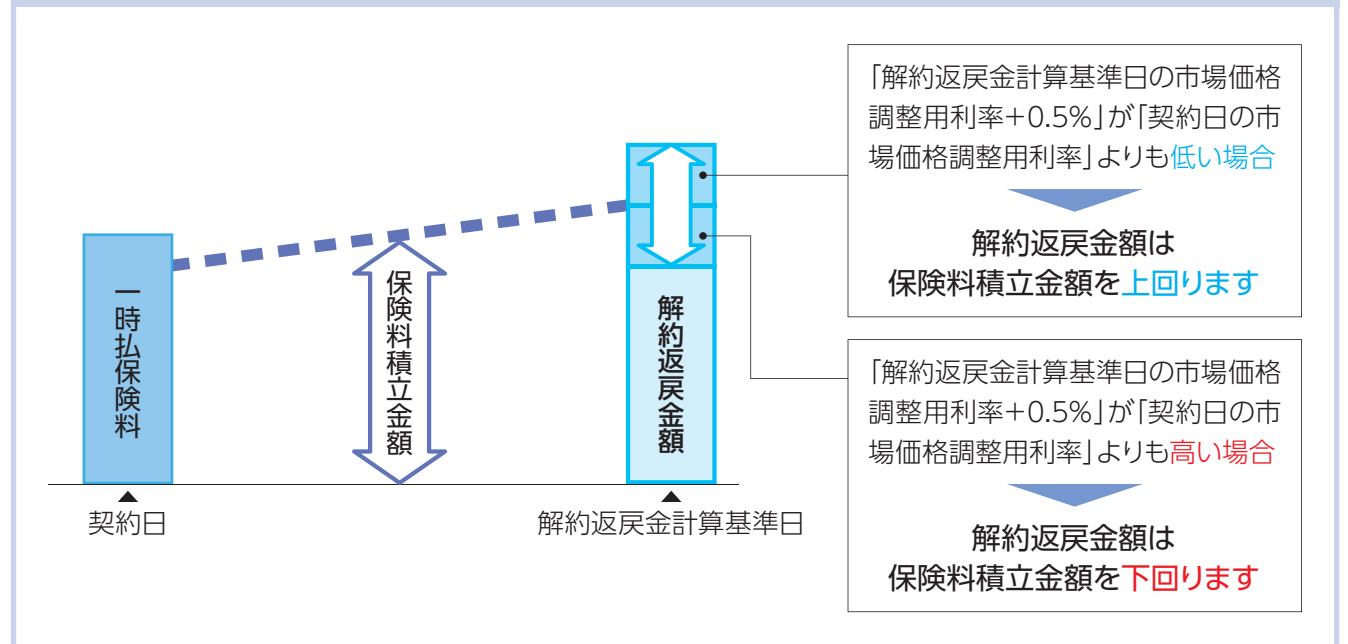
- 市場価格調整とは、各指定通貨の市場金利の変動に応じた運用資産(債券など)の価格変動を解約返戻金額に反映させるしくみをいいます。一般的に市場金利が高くなると債券の価格は下落するため解約返戻金額は減少し、市場金利が低くなると債券の価格は上昇するため解約返戻金額は増加します。そのため、市場金利の変動により、解約返戻金額は解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します。
- 市場価格調整率は、契約日と解約返戻金計算基準日における市場価格調整用利率を使用した以下の算式で計算します。

$$\text{市場価格調整率} = \left( \frac{1 + \text{契約日における市場価格調整用利率}}{1 + \text{解約返戻金計算基準日における市場価格調整用利率} + 0.5\%(*1)} \right)^{\frac{\text{残存月数}(*2)}{12}}$$

(*1) 0.5%	市場価格調整用利率の決定日から解約返戻金計算基準日までの金利変動(金利上昇)、運用資産の売買価格差に対する調整率
(*2) 残存月数	180か月(契約日から起算して第2保険期間満了日までの月数)から、契約日から起算して解約返戻金計算基準日までの月数(1か月未満切り捨て)を差し引いた月数

- 市場価格調整用利率は、投資している債券価格の変動を解約返戻金額に反映させるという観点から、住友生命所定の期間における各指定通貨の指標金利の平均値から-1.0%~+1.0%の範囲内で定める値とし、毎月2回(1日および16日)設定されます。なお、契約日時点の市場価格調整用利率は保険証券で、最新の市場価格調整用利率は住友生命ホームページの閲覧またはスミセイコールセンターへの照会によりご確認ください。

### 解約返戻金額の変動イメージ



### 第3保険期間の解約返戻金額

$$\text{解約返戻金額} = \text{解約返戻金計算基準日の保険料積立金相当額}$$

詳細 解約返戻金等の金額例は「ご提案内容説明書」をご確認ください。

## → 9 保険料の計算基準日について

- 保険料の計算基準日とは、契約年齢などの計算の基準となる日(契約日)をいい、この保険は責任開始日と同じ日となります。責任開始日は、保険契約上の保障が開始された日です。
- ご契約のお引受けを住友生命が承諾した場合、一時払保険料のお払込みおよび告知がともに完了した時から保険契約上の保障が開始されます。

## → 10 お客さまにご負担いただく費用

- お客さまにご負担いただく費用は、「ご契約時にかかる費用」「ご契約後にかかる費用」「通貨を換算する場合にかかる費用」「外貨のお取扱いにかかる費用」の合計額となります。

参照 詳細はP11・12「注意喚起情報『お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。』」をご覧ください。

次ページにつづく

# 注意喚起情報

- この「注意喚起情報」は、ご契約に際して特に注意いただきたいことを記載しています。「契約概要」および「ご契約のしおり-一定款・約款」とあわせて、ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- 特に保険金をお支払いできない場合 (P 16 **8**) など、お客さまにとって不利益となることが記載された部分については必ずご確認ください。
- また、現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額を前提として本商品のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性がありますので、必ずご確認ください。(P 15 **6**)

お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。

## ■ご契約時にかかる費用(\*1)

一時払保険料に4%を乗じた金額を上限として、ご契約の締結に必要な費用を一時払保険料から差し引きます。

(\*1)この費用は、予定利率、被保険者の年齢によって異なりますので表示しておりません。

## ■ご契約後にかかる費用(\*2)

死亡保障やご契約の維持に必要な費用は、保険料積立金から毎月差し引いています(別途お支払いいただくものではありません)。

### 初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加した場合

第1保険期間中については、上記費用に加えて、最低保証に必要な費用を保険料積立金から毎月差し引いています(別途お支払いいただくものではありません)。そのため、初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加しない場合に比べて、基本保険金額・解約返戻金額等は小さくなります。

### 重度介護前払保険金を請求した場合

所定の期間に応じた利息を特約基準保険金額(ご請求額)から差し引きます。

(\*2)これらの費用は、予定利率、被保険者の年齢、性別、経過期間、指定通貨等によって異なりますので表示しておりません。

次ページにつづく

## ■通貨を換算する場合にかかる費用

以下の取扱いにおいて適用する住友生命所定の為替レートには為替手数料(下表のTTMとの差額)が反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。

取扱い	住友生命所定の為替レート(*3)
保険金・解約返戻金等を円貨で受け取る場合(*4)	TTM(*5) - 50銭
円建終身保険へ変更する場合	
一時払保険料を円貨で払い込む場合	TTM(*5) + 50銭
配当金を指定通貨で受け取る場合	
一時払保険料を指定通貨以外の外貨(米ドルまたは豪ドル)で払い込む場合	指定通貨のTTM(*5) + 25銭 ÷ 払込通貨のTTM(*5) - 25銭

(\*3)住友生命所定の為替レートは2019年5月現在のものです。今後変更することがあります。

(\*4)初期死亡時円換算支払額最低保証特約により、基準金額と同額を受け取る場合を除きます。

(\*5)TTM(対顧客電信売相場)とは、TTS(対顧客電信売相場)とTTB(対顧客電信買相場)の仲値です。本商品で使用するTTMは、住友生命が指標として指定する金融機関が公示するTTSとTTBの仲値になります。  
・TTS(対顧客電信売相場):お客さまが円貨を外貨に交換(外貨を購入)するときに適用される一般的な為替レート  
・TTB(対顧客電信買相場):お客さまが外貨を円貨に交換(外貨を売却)するときに適用される一般的な為替レート  
なお、住友生命が指標として指定する金融機関がその営業日においてTTS・TTBを公示しない場合は、住友生命所定の為替レートを変更することがあります。また、この場合、新規ご契約のお取扱いができないことがあります。

## ■外貨のお取扱いにかかる費用

保険料を指定通貨または指定通貨以外の外貨(米ドルまたは豪ドル)でお支払いいただく際や、保険金・解約返戻金等を指定通貨でお受け取りになる際には、送金手数料・引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。当該費用は取扱金融機関によって異なります。

## 解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあります。

一時払保険料からご契約時にかかる費用を控除します。また、第1保険期間および第2保険期間(ご契約当初15年間)の解約返戻金額は、市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します。

そのため、解約返戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

## 為替レートの変動により損失が発生する可能性があります。

保険金・解約返戻金等を円貨でお受け取りいただく場合、または円建終身保険へ変更する際に解約返戻金を円換算する場合には、受取時または変更時の為替レートを適用します。

そのため、為替レートの変動により、保険金・解約返戻金等を受取時または変更時の為替レートで円換算した金額が、一時払保険料や保険金、解約返戻金等をご契約時の為替レートで円換算した金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

また、お手持ちの円資金を金融機関等で指定通貨等に交換された場合、もとのお手持ち資金を下回ることがあります。

### 外貨建保険のしくみ (為替変動リスク)

## →1 本商品は外貨建保険のため、円換算する場合 為替レートの変動に伴うリスクがあります。

- ① 保険金・解約返戻金等を円貨でお受け取りいただく場合、または円建終身保険へ変更する際に解約返戻金を円換算する場合には、受取時または変更時の為替レートを適用します。  
そのため、**為替レートの変動により、保険金・解約返戻金等を受取時または変更時の為替レートで円換算した金額が、一時払保険料や保険金、解約返戻金等をご契約時の為替レートで円換算した金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**
- ② 為替レートの変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。また、為替レートの変動がなかった場合でも為替手数料分のご負担が生じます。
- ③ 保険料を借入金で調達した場合は、為替レートの変動によって解約返戻金等の円換算額が借入元利金額を下回り、借入元利金の返済が困難になることがあります。したがって、保険料の借入を前提としたお申込みはお断りさせていただきます。

### 申込み時 (クーリング・オフ制度)

## →2 申込日または本書面の交付日のいずれか遅い日から、 その日を含めて8日以内であれば、書面により 申込みの取消し (クーリング・オフ) ができます。

申込日または本書面の交付日のいずれか遅い日



- ① 申込みの取消しは、書面の発信時 (郵便の消印日付) に効力を生じますので、郵便により住友生命本社あてに送付してください。

住友生命本社あて先	〒540-8512 大阪市中央区城見1丁目4番35号 住友生命 代理店契約室
-----------	--

- ② 申込みの取消しがあった場合、すでに払い込まれた保険料は払込時の通貨で払い戻します。そのため、お手持ちの円資金を金融機関等で指定通貨等に交換し申し込みいただいた場合で、**払い戻された指定通貨等を円貨に交換する場合は、為替レートの変動により損失が発生する可能性があります。**なお、為替レートの変動がなかった場合でも為替手数料分のご負担が生じます。

・「申込みの取消し」とは、ここでは「申込みの撤回」および「契約の解除」のことをいいます。

**詳細** クーリング・オフ制度について詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『特にご確認いただきたい重要事項』をご確認ください。

### 申込み時 (告知)

## →3 現在の職業について、 住友生命がおたずねすることを ありのままに正しくお知らせ (告知) ください。

- ① 契約者や被保険者には、職業について**正しく告知する義務があります。**告知書に記入したことが告知となります。
- ② 募集代理店の担当者 (生命保険募集人) には告知を受ける権限がないため、**口頭で伝えただけでは告知したことになります。**
- ③ 故意または重大な過失によって、事実を告知しなかった場合や、事実と違うことを告知した場合には、**契約を解除することがあります** (告知義務違反による解除)。
- ④ 契約を解除した場合には、たとえ保険金の支払理由が発生していても、**お支払いできないことがあります。**また、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、告知義務違反による解除の対象外になるときでも詐欺による取消しを理由として、**保険金をお支払いできないことがあります。**

**詳細** 告知義務違反について詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『職業の告知』をご確認ください。

### 申込み時・請求時 (確認訪問)

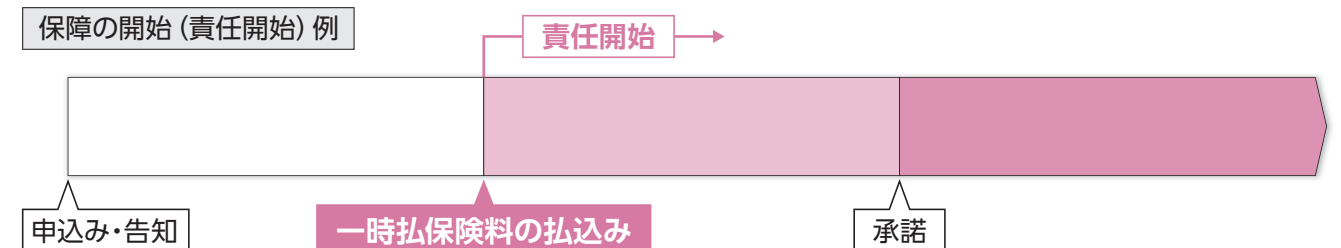
## →4 申込内容などの確認のために訪問することがあります。

- ① 住友生命の確認担当職員または住友生命が委託した確認担当者が、申込内容、告知内容、保険金の請求内容等の確認のために訪問することがあります。
- ② 契約の際に、運転免許証やパスポート等で、ご本人であることを確認します。

### 申込み時 (保障の開始)

## →5 住友生命が契約の申込みを承諾した場合には、 一時払保険料の払込みおよび告知がともに完了した時から 契約上の保障を開始 (責任開始) します。

保障の開始 (責任開始) 例



募集代理店の担当者 (生命保険募集人) は、お客さまと住友生命の保険契約の締結を媒介する者で、申込みを承諾する権限がありません。したがって、保険契約は、住友生命がお客さまからの契約の申込みを承諾した時に成立します。



## →6

### 申込み時(現在の契約を解約・減額して申込みの場合)

現在の契約を解約・減額して、本商品(新たな契約)の申込みを検討している場合は、契約者にとって不利益となる点をご確認ください。

- ① 現在加入の契約によって異なりますが、多くの場合、解約返戻金は、払込保険料の合計額より少ない金額となります。
- ② 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の権利などを失う場合があります。
- ③ 本商品(新たな契約)の申込みについては、職業について告知する義務があります。そのため、職業などによっては、**契約をお断りすることがあります**。また、その告知がされなかったために**契約が解除または取消しとなることもあります**。

**参照** 契約が解除または取消しとなる場合について詳細は、P14「注意喚起情報3」をご覧ください。

- ④ 現在の契約と本商品(新たな契約)の予定利率等は異なることがあります。  
なお、**予定利率の低下等により、保険料が高くなることもあります**。

## →7

### 契約後(解約と解約返戻金)

契約を途中で解約した場合の解約返戻金額は、一時払保険料を下回ることがあります。

一時払保険料からご契約時にかかる費用を控除します。また、第1保険期間および第2保険期間(ご契約当初15年間)の解約返戻金額は、市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します(ただし、円建終身保険へ変更後は市場価格調整を適用しません)。そのため、**解約返戻金額は一時払保険料を下回ることがあります**。

**参照** 解約返戻金について詳細は、P9・10「契約概要8」をご覧ください。

**詳細** 解約返戻金について詳細は、「ご契約のしおり一定款・約款」の『解約返戻金』をご確認ください。

## →8

### 請求時(お支払いできない例)

保険金の支払理由が発生しても、お支払いできない場合があります。

#### 保険金をお支払いできない場合の例

- ① **責任開始期前の不慮の事故による傷害を原因とする場合**  
・災害死亡保険金は支払いませんが、死亡保険金を支払います。
- ② 告知内容が事実と相違し、契約が**告知義務違反により解除された場合**
- ③ 保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または死亡保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなどの**重大事由により契約が解除された場合**
- ④ 詐欺により**契約が取り消された場合**や、保険金の不法取得目的があつて**契約が無効になった場合**  
(なお、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。)
- ⑤ 保険金の**免責事由に該当した場合**  
(例:責任開始日から起算して3年以内の自殺によるとき、受取人などの故意または重大な過失によるときなど)

## →9

### 請求時(手続きとお願い)

お客さまからの請求に応じて、保険金をお支払いします。  
支払理由が生じたときだけでなく、お支払いの可能性があるとと思われる場合や不明な点が生じたときなども、  
すみやかに住友生命のお問合せ窓口まで必ずご連絡ください。

- ① 請求手続きに際して、**他に加入している住友生命の契約についても、お支払いの対象となることがありますので、不明な点があるときは、お客さま自身で判断せず、すみやかに住友生命のお問合せ窓口まで必ずご連絡ください**。  
(連絡の際には、被保険者の傷病名や障害状態等をあらかじめご確認ください。)
- ② 手続きに関するお知らせなど、重要な案内ができないおそれがありますので、契約者の住所などを変更された場合は必ずご連絡ください。

**詳細** お支払理由、ご請求手続きなどについて詳細は、「ご契約のしおり一定款・約款」の『特徴としくみ』『死亡保険金などのご請求手続きの流れ』をご確認ください。

## → 10

### 請求時 (指定代理請求制度)

被保険者が受取人となる保険金などについて、受取人が請求できない場合、受取人に代わってあらかじめ指定した指定代理請求人が保険金などを請求することができます。

① 指定代理請求人は保険金などの請求時において所定の範囲内であることが必要です。

**詳細** 指定代理請求人の所定の範囲について詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『特約について』をご確認ください。

② 保険金などの円滑な請求のためにも、契約者から指定代理請求人に、事前に契約内容などをご説明ください。

## → 11

### 諸制度 (相互会社制度)

相互会社の社員には、社員の代表である総代を選出する信任投票の権利などがあります。

① 住友生命は「相互会社」です。契約者が会社の構成員すなわち「社員」となります。

② 住友生命は、保険業法に基づき、株式会社の株主総会にあたる意思決定機関として「総代会」を設置しています。社員には、社員の代表である総代を選出する信任投票の権利などがある一方、保険料の払込義務があります。

## → 12

### 諸制度 (経営破綻時などの取扱い)

生命保険会社が経営破綻した場合などには、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

① 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

② 住友生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

## → 13

### 諸制度 (税金の取扱い)

ご加入の生命保険の税金の取扱いについてご確認ください。

① この保険の税務上の取扱いについては、以下の基準により外貨を円換算したうえで、円建のご契約と同様に取り扱います。

		円換算日	換算時の為替レート <sup>(※1)</sup>
一時払保険料		保険料領収日	円換算日 <sup>(※2)</sup> 最終のTTM
解約返戻金		解約返戻金計算基準日	円換算日 <sup>(※2)</sup> 最終のTTM
(災害)死亡保険金	所得税(一時所得)の対象となる場合	被保険者の死亡日	円換算日 <sup>(※2)</sup> 最終のTTM
	相続税・贈与税の対象となる場合	被保険者の死亡日	円換算日 <sup>(※2)</sup> 最終のTTB

(※1) 住友生命が指標として指定する金融機関が公示する為替レートとします。

(※2) 住友生命が指定する金融機関が休業日の場合は、その金融機関の直前の営業日となります。

・一時払保険料を円貨で払い込む場合は、円貨払込額となり、また、指定通貨以外の外貨(米ドルまたは豪ドル)で払い込む場合は、指定外通貨(米ドルまたは豪ドル)払込額を円換算した金額となります。

・解約返戻金・(災害)死亡保険金を円貨で受け取る場合や円建終身保険へ変更した後に保険金等を受け取る場合は、円貨で受け取った金額となります。

② 一時払保険料は、お支払いいただいた年に限り一般生命保険料控除の対象となります。

③ 解約された場合は、解約返戻金から一時払保険料を差し引いた金額に対して、所得税(一時所得)と住民税が課税されます。

④ 契約者・被保険者・死亡保険金受取人の関係によって、税務上の取扱いは以下のとおりとなります。

	契約形態	税務上の取扱い
(災害)死亡保険金	契約者と被保険者が同一人の場合	相続税
	契約者と死亡保険金受取人が同一人の場合	所得税(一時所得)・住民税
	契約者・被保険者・死亡保険金受取人がそれぞれ別人の場合	贈与税

・重度介護前払保険金は、被保険者が受け取られる場合、全額非課税となります。

**詳細** 「ご契約のしおりー定款・約款」の『生命保険と税金』をご確認ください。また、上記の税務にかかわる説明は2019年5月現在の内容で、将来変更されることがあります。なお、税務取扱いに関して不明な点がある場合は、所轄の税務署や税理士等専門家にご相談・ご確認ください。